# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                     |       |
|-------|--------------------------|-------|
| 34    | 重度障がい者等手当の支給に関する事務<br>価書 | 基礎項目評 |

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、重度障がい者等手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藤沢市長

#### 公表日

令和7年10月8日

## I 関連情報

9. 規則第9条第2項の適用

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 |  |  |  |  |
|----------------------|--|--|--|--|
| ①事務の名称               | 重度障がい者等手当の支給に関する事務   |  |  |  |
| ②事務の概要               | 重度の障がい児者の生活の安定と福祉の増進を図るため、神奈川県在宅重度障がい者等手当支給条例に基づき、重度障がい者等手当の支給に関する事務を行う。<br>藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定及び藤沢市特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(以下「番号条例」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。<br>(1)神奈川県在宅重度障がい者等手当に関する認定請求書、所得状況届、現況届の受理(2)神奈川県在宅重度障がい者等手当認定請求書、所得状況届、現況届の審査及び進達(3)神奈川県在宅重度障がい者等手当変更(喪失)届の受理(4)神奈川県在宅重度障がい者等手当変更(喪失)届の審査及び進達(5)転入時の転出元市町村に対する照会 |  |  |  |
| ③システムの名称             | 保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、手当サブシステム)<br>団体内統合宛名システム<br>中間サーバー   |  |  |  |
| 2. 特定個人情報ファイル        | 名<br>2   |  |  |  |
| 神奈川県在宅重度障がい者等        | 手当台帳ファイル   |  |  |  |
| 3. 個人番号の利用           |  |  |  |  |
| 法令上の根拠               | 番号法第9条第2項<br>番号条例第3条第1項及び別表第6項   |  |  |  |
| 4. 情報提供ネットワークシ       | マステムによる情報連携  |  |  |  |
| ①実施の有無               | <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定   |  |  |  |
| ②法令上の根拠              | 番号法第19条第9号、第20条  |  |  |  |
| 5. 評価実施機関における        | 担当部署<br>   |  |  |  |
| ①部署                  | 福祉部 障がい者支援課  |  |  |  |
| ②所属長の役職名             | 障がい者支援課長   |  |  |  |
| 6. 他の評価実施機関          |  |  |  |  |
|                      |  |  |  |  |
| 7. 特定個人情報の開示・        | 訂正•利用停止請求  |  |  |  |
| 請求先                  | 〒251-8601<br>藤沢市朝日町1番地の1<br>藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター<br>0466-50-3567   |  |  |  |
| 8. 特定個人情報ファイル・       | の取扱いに関する問合せ  |  |  |  |
| 連絡先                  | 〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1<br>藤沢市役所 福祉部 障がい者支援課<br>0466-50-3528  |  |  |  |

[ ]適用した

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数                |                                 |   |  |  |  |
|------------------------|---------------------------------|---|--|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か       |                                 | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |  |  |  |
|                        | いつ時点の計数か                        | 令和7年4月1日 時点   |  |  |  |
| 2. 取扱者                 | 数                               |   |  |  |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か |                                 | <選択肢><br>[ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満   |  |  |  |
| いつ時点の計数か               |                                 | 令和7年4月1日 時点   |  |  |  |
| 3. 重大事故                |                                 |   |  |  |  |
|                        | Rに、評価実施機関において特定個人<br>重大事故が発生したか | く選択肢><br>[ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし   |  |  |  |

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

### Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報   | 保護評価書の種類     |          |   |            |
|---|--------------|----------|---|------------|
| [ 基礎  | 項目評価書        | ]        | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び        |            |
| 2)又は3)を選択した評価実施<br>載されている。                                      | 施機関については、それ  | ぞれ重点項目評価 | 書又は全項目評価書において、リス                                  | ク対策の詳細が記   |
| 2. 特定個人情報の入手(   | 情報提供ネットワーク   | システムを通じた | 入手を除く。)   |            |
| 目的外の入手が行われる!<br>スクへの対策は十分か                                      | [  十分である     | ) ]      | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている          |            |
| 3. 特定個人情報の使用  |              |          |   |            |
| 目的を超えた紐付け、事務に<br>必要のない情報との紐付けが<br>行われるリスクへの対策は十<br>分か           | [  十分である     | ) ]      | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている          |            |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に<br>セス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [  十分である     | ) ]      | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている          |            |
| 4. 特定個人情報ファイルの  | の取扱いの委託      |          | 0 ]   | ]委託しない     |
| 委託先における不正な使用<br>等のリスクへの対策は十分か                                   | [            | ]        | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている          |            |
| 5. 特定個人情報の提供・移転   | 〒(委託や情報提供ネット | ワークシステムを | 通じた提供を除く。) [                                      | ]提供・移転しない  |
| 不正な提供・移転が行われる<br>リスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である      | ) ]      | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている          |            |
| 6. 情報提供ネットワークシ  | ステムとの接続      |          | [ ]接続しない(入手) [                                    | ]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリ<br>スクへの対策は十分か                                      | [ 十分である      | ) ]      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |            |
| 不正な提供が行われるリスク<br>への対策は十分か                                       | [  十分である     | ) ]      | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |            |

| 7. 特定個人情報の保管・消去             |   |   |  |  |
|-----------------------------|---|---|--|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ 十分である   | ] | <選択肢><br>1)特に力を入れている<br>2)十分である<br>3)課題が残されている |  |
| 8. 人手を介在させる作業               |   |   | [ ]人手を介在させる作業はない                               |  |
| 人為的ミスが発生するリスク<br>への対策は十分か   | [  十分である  | ] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている       |  |
| 判断の根拠                       | 住基ネット照会によりマイナンバーを取得することもあるが、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマインバーの真正性確認を行っている。 |   |  |  |

| 9. 監査                |   |  |   |     |
|----------------------|---|--|---|-----|
| 実施の有無                | [〇] 自己点検  | [〇] 内部監査   | [ ] 外部監査  |     |
| 10. 従業者に対する教育・       | 啓発  |  |   |     |
| 従業者に対する教育・啓発         | [ 十分に行っている  | ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                                       |     |
| 11. 最も優先度が高いと考       | えられる対策  | [ ]全项  | <b>頁目評価又は重点項目評価を実</b>   | 施する |
| 最も優先度が高いと考えられ<br>る対策 | <ul><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正な</li><li>5) 不正な提供・移転が行</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li></ul> | れるリスクへの対策<br>事務に必要のない情報<br>不正に使用されるリスク<br>は使用等のリスクへの対策で<br>われるリスクへの対策で<br>システムを通じて目的外<br>システムを通じて不正な<br>い、滅失・毀損リスクへの | との紐付けが行われるリスクへの対<br>フへの対策<br>策<br>委託や情報提供ネットワークシステムを通じた<br>の入手が行われるリスクへの対策<br>:提供が行われるリスクへの対策 |     |
| 当該対策は十分か【再掲】         | [ 十分である   | ]  | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている  |     |
| 判断の根拠                | 事務担当者等への教育及びり   | Jスクの認識の研修を行  | っているため。   |     |

#### 麥更簡所

| 変更箇        |   |  |  |      |  |
|------------|---|--|--|------|--|
| 変更日        | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                |
| 平成28年4月1日  | I 関連情報 5. 評価実施<br>機関における担当部署 ②所<br>属長           | 高梨 良   | 安孫子 慎司   | 事後   | 組織改正のため                                  |
| 平成29年4月1日  | I 関連情報 5. 評価実施<br>機関における担当部署 ①部署                | 福祉部 障がい福祉課   | 福祉健康部 障がい福祉課   | 事後   | 組織改正のため                                  |
| 平成29年4月1日  | I 関連情報 8. 特定個人<br>情報ファイルの取扱いに関す<br>る問合せ 連絡先     | 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1<br>藤沢市役所 福祉部 障がい福祉課<br>0466-25-1111(内)3292   | 〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1<br>藤沢市役所 福祉健康部 障がい福祉課<br>0466-25-1111(内)3292  | 事後   | 組織改正のため                                  |
| 平成31年2月28日 | I 関連情報 4. 情報提供<br>ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠     | 番号法第19条第15号  | 番号法第19条第8号   | 事後   | 番号法改正に伴う記載の変<br>更のため、重要な事項に該当<br>しない     |
| 平成31年2月28日 | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名               | 安孫子 慎司   | 障がい福祉課長  | 事後   | 評価書の様式変更に伴う記載<br>の変更のため、重要な事項に<br>該当しない。 |
| 平成31年3月28日 | Ⅳ リスク対策   | _  | 項目追加   | 事後   | 評価書の様式変更に伴う記載<br>の変更のため、重要な事項に<br>該当しない。 |
|            |   | 神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例   | 神奈川県在宅重度障がい者等手当支給条例  |      |  |
| 令和2年3月13日  | I 関連情報 1. 特定個人<br>情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要       | (1)神奈川県在宅重度障害者等手当に関する<br>認定請求書、所得状況届、現況届の受理<br>(2)神奈川県在宅重度障害者等手当認定請求<br>書、所得状況届、現況届の審査及び進達<br>(3)神奈川県在宅重度障害者等手当変更(喪<br>失)届の受理<br>(4)神奈川県在宅重度障害者等手当変更(喪<br>失)届の審査及び進達 | (1)神奈川県在宅重度障がい者等手当に関する認定請求書、所得状況届、現況届の受理<br>(2)神奈川県在宅重度障がい者等手当認定請<br>求書、所得状況届、現況届の審査及び進達<br>(3)神奈川県在宅重度障がい者等手当変更<br>(喪失)届の受理<br>(4)神奈川県在宅重度障がい者等手当変更<br>(喪失)届の審査及び進達 | 事後   |  |
| 令和2年3月13日  | I 関連情報 4. 情報提供<br>ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠  | 番号法第19条第8号   | 番号法第19条第8号、第20条  | 事後   |  |
| 令和2年3月13日  | I 関連情報 7. 特定個人<br>情報の開示・訂正・利用停止<br>請求           | 0466-25-1111(内)2661  | 0466-50-3567   | 事後   |  |
| 令和2年3月13日  | I 関連情報 8. 特定個人<br>情報ファイルの取扱いに関す<br>る問合せ         | 0466-25-1111(内)3292  | 0466-50-3528   | 事後   |  |
| 令和2年3月13日  | Ⅱ しきい値判断項目 1.対<br>象者人数 いつ時点の計数<br>か             | 平成28年9月1日 時点   | 令和1年10月1日 時点   | 事後   |  |
| 令和2年3月13日  | II しきい値判断項目 2.取<br>扱者人数 いつ時点の計数<br>か            | 平成28年9月1日 時点   | 令和1年10月1日 時点   | 事後   |  |
| 令和3年3月12日  | II しきい値判断項目 1.対<br>象者人数 いつ時点の計数<br>か            | 令和1年10月1日 時点   | 令和3年1月1日 時点  | 事後   | 評価実施後5年を経過する前<br>の再実施                    |
| 令和3年3月12日  | II しきい値判断項目 2.取<br>扱者人数 いつ時点の計数<br>か            | 令和1年10月1日 時点   | 令和3年1月1日 時点  | 事後   | 評価実施後5年を経過する前<br>の再実施                    |
| 令和3年6月9日   | I 関連情報 5. 評価実施<br>機関における担当部署 ①部署                | 福祉健康部 障がい福祉課   | 福祉部 障がい者支援課  | 事後   |  |
| 令和3年6月9日   | I 関連情報 5. 評価実施<br>機関における担当部署 ②所<br>属長の役職名       | 障がい福祉課長  | 障がい者支援課長   | 事後   |  |
| 令和3年6月9日   | I 関連情報 8. 特定個人<br>情報ファイルの取扱いに関す<br>る問合せ 連絡先     | 〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1<br>藤沢市役所 福祉健康部 障がい福祉課<br>0466-50-3528   | 〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1<br>藤沢市役所 福祉部 障がい者支援課<br>0466-50-3528  | 事後   |  |
| 令和3年12月17日 | I 関連情報 4. 情報提供<br>ネットワークシステムによる情<br>報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号、第20条  | 番号法第19条第9号、第20条  | 事後   | 番号法第19条の改正に伴う変更                          |
| 令和6年12月11日 | I 関連情報 9. 規則第9条<br>第2項の適用                       | -  | 項目追加   | 事後   | 評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。         |
| 令和6年12月11日 | IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業                          | _  | 項目追加   | 事後   | 評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。         |
| 令和6年12月11日 | IV リスク対策 11. 最も優<br>先度が高いと考えられる対策               | _  | 項目追加   | 事後   | 評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な事項に該当しない。         |

| 変更日       | 項目                             | 変更前の記載     | 変更後の記載     | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------|------------|------------|------|-----------|
| 令和/年10月8日 | 家人剱(いつの時点の計数                   | 令和3年1月1日時点 | 令和7年4月1日時点 | 事後   |           |
| 令和7年10月8日 | Ⅱしきい値判断項目 2. 取<br>扱者数(いつの時点の計数 | 令和3年1月1日時点 | 令和7年4月1日時点 | 事後   |           |